

手足の不自由な子どもたち

はげみ

令和4年度/No.408

2/3

February—March

特集 成年後見制度～権利を守るために～



第40回(令和3年度)肢体不自由児・者の美術展入賞作品『最幸を呼ぶ青鳥』

宮本 羅夢



社会福祉法人 日本肢体不自由児協会

Sec.4

親なき後も、幸せに暮らすために今何をすべき？

～第59回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会

長野大会より～

編集委員

澤村 愛

人には寿命というものがあるようです。子どもが幼くても、障害児でも、そんなことは関係ありません。ここ数年、私は友人たちを見送っています。

友人たちは、病床で「ああ、心配だ。どうしよう」と、自分が居なくなった後のことを心配していました。残される家族たちは、「後のことは私たちが何とかするから。あなたは今、自分のことを考えて」と、繰り返ししていました。

自分がコントロールできることは、「自分が居る間のこと」です。「自分が居なくなった後のこと」は、残された人たちの問題なのです。自分の子どもに障害があり、その子が1人では生きていくこと

ができないのならば、その子を誰かに託して自分は死んでいくのです。生前に行う準備で、残された者の負担が軽くなるのならば、それはやっておく方が良いし、遺族は、故人の願いや想いを叶えてやりたいと思うものなのです。

令和4年6月に第59回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会「長野大会」で行われたパネルディスカッションで、司法書士の宮澤智史先生が「家族の幸せのための終活について」を大変わかりやすく話されていましたので、「はげみ」の読者のみなさまに紹介します。「終活なんてまだ早い」と思いがちですが、自

分自身の身の回りを整理整頓することは、日々の心の安心につながります。とても大切なことです。今日は残りの人生で一番若い日です。体力知力が必要な「準備」は、若いうちが良いのです。

第59回関東甲信越肢体不自由児者
父母の会連合会長野大会

パネルディスカッションより

親なき後も、幸せに暮らすため
に今何をすべき？

―家族の幸せのための終活について―

司法書士 宮澤智史

老後のことを考え始める時期は、早いに越したことはないだろうと思っています。元気なうちでないとそういうことも考えられないし、取り決めることもできないし、手続きをすることも年々億劫になってくると思います。

親の老後、自分が居なくなった後の子どものこと、相続のこと、さらに他の兄弟には負担をかけたくない、というような思いを抱えている親御さんは多いと思います。「なるようにしかならない」と

言ってしまうようなのですが、だとしても、子どもに、自分が居なくなった後により良い環境を作ってあげられるのは、今、元気なうちの親御さんでしかないと思います。先を明るく思えるような状況を、環境を整えて作っていったらいいこと、成年後見人をつけるということであつたり、相続に困らないように遺言を書いてあげたり、ということになると思います。それをいつかやらないといけないのですが、どんな先延ばしにするか不安が募るし、「いいのかな、いいのかな」という思いでどこかすっきりしないまま毎日過ごしてしまっている人も多くいます。それを一つ一つやっていけば、だんだん自分の肩の荷も下りてきて、老後の不安の解消やストレスの軽減にもつながり、それが自分のためにもなります。自分の重荷を軽くして兄弟に負担をかけたくないのであれば、他の成年後見人・ケアマネ・ヘルパーなどの関係性を作っていく、「自分が居なくなっても大丈夫」みたいなになれば、少しは前向きに思えるのではないのでしょうか。

家族の幸せのための終活について、親

で、誰もがそのリスクはあります。だからこそ「早めに元気なうちに」、ということにつながるわけです。さらに、少子高齢化社会ですので、「子どもも心配だけど、自分のことも心配してくださいね」、ということなのです。

また、権利意識の高まりと不況も重なり、相続もスムーズにいかない状況が増えてきており、それが相続という言葉をもじって争う家族「争族」、という言葉にもつながってきます。相続税も現在では、控除の額も大きく引き下げられてしまいました。3000万円＋600万円×法定相続人の数を超えた資産に相続税がかかりますので、普通の一般のサラリーマン家庭でも、持ち家があつて車があつて土地があつたり、預貯金や株式があつたりすると相続税を心配しないとならなくなりました。「相続税の節税」、それも含めて終活、ということが注目されてきています。

ではどういふことが「終活」なのか、いくつかの例を挙げます。

まず、身の回りの物品を整理するというのは一番身近な終活かと思えます。「何年も着ていない服がタンスにあります

なき後の問題は、大きくとらえれば終活に当てはまるのではと思います、このようなタイトルをつけさせていただきました。終活にはいろいろあります。保険、メッセージノート、エンディングノート、自分のお葬式のこと、お墓のこと、遺言書や相続のことなどを行って、これからの自分のセカンドライフをどのように幸せに豊かに暮らしていくのか、いけるのか、そのためにいろいろとやっておきましようということが終活です。やっておかないと、子どもに迷惑がかかってしまつたり、相続で子ども同士が争つてしまつたりと大変なことがあるから、元気な今のうちにやっておこうというのが終活であると思っています。

私が考える終活は、自分自身と、残された家族のために、家族の幸せのためにやるのが終活であると思っています。「自分自身の老後、亡くなった後のものもの元気なうちにあらかじめ決める。そして元気なときはもちろん、老後や亡くなった後も誰も困らないように準備を今のうちしておく。それがひいては親なき後の問題、自分が居ない世界で、残された子どもが幸せに暮らしてい

か」、ということです。不動産・株式・預貯金等、自分がどれだけの財産を持っているのか、どこにどれだけの財産があるのか、それを自分が居なくなったら誰に相続、誰に承継してもらうのか、誰に継いでいってもらうのかということをする程度整理していただきたいです。

子どもと親と、家族全体で話し合いをしておく、話し合いの作業が終活です。これは、医療・介護の取り決めにも同じことが言えます。終末期医療や延命治療、介護で言えば「在宅での介護を望むのか、施設でもいいのか」、などあると思います。葬儀・埋葬や遺影の撮影なども終活です。

話し合いをして、それをエンディングノートなどの紙に書いて残しておくことも大事です。法的な効力を求めたい、特に財産の行先を決めるということに関しては、遺言を書くことをお勧めします。エンディングノートで書いても遺言にならないのかという質問をいただくのですが、基本的にはエンディングノートには法的効力はありません。財産に関して行先を決めたい、それに法的効力を持たせたい、ということであれば、遺言をお勧め

けるような環境を今のうちに整えていってあげること」、これが終活であると思います。その結果、家族が幸せでい続けられるということにつながりますので、そのための準備のことを終活と考えています。

「なぜ終活が大事なのか」、日本を取り巻く状況から考えていきたいと思えます。日本人の平均寿命は、女性が80代後半、男性が80代前半です。それまでに終活をすれば良いかと言えば、そうではありません。亡くなるまでにやれば良いかと言えれば決してそうではないのです。平均寿命より大事なのは、健康寿命と言われ始めています。平均寿命は80代ということですが、人生の晩年10年間くらいは、統計上、不健康な時期があると言います。介護状態であつたり、体が動かない状態であつたり、薬をのんだり、いわゆる人生の晩年10年の健康でない期間のことを、不健康寿命と言います。ということは、健康寿命を考えると男性で70代前半、女性で70代後半ということになるかと思えます。もちろん個人差があります。しかし、65歳以上の4人に1人は認知症もしくはその予備軍と言われていますの

めします。

次に成年後見制度、「もし自分が居なくなったら」です。成年後見人とは、判断能力がない本人の代わりにその人のために財産を管理したり、施設との入所契約などの手続きをしたりする人が成年後見人です。成年後見人は、家庭裁判所が選任します。成年後見人は、家庭裁判所の監督を受けます。他人の財産を管理する立場になるので、横領や使い込み等がないように家庭裁判所が監督をして、毎年1回家庭裁判所に本人の財産だとか、収支だとか、こういう後見業務をやってきましたという報告をして、監督を受けながら後見人として本人のために活動するというのが成年後見人ということになります。

まず、成年後見人をつけるメリットですが、遺産分割協議、預貯金の入出金、日々の支払い、不動産売買、贈与、賃貸借などの契約、施設や介護サービス等の契約ができるようになるということです。デメリットは報酬です。第三者、専門職が後見人についた場合、報酬が発生します。報酬は決まっておらず、本人の

財産で決まります。多ければ多いし、少なければ少ないです。それは家庭裁判所が決めます。後見人になる人が勝手に決められるわけではなく、本人の財産内容や収支の内容、後見人としてやってきた業務の内容を家庭裁判所がジャッジして、「あなたの1年間の報酬はいくらですよ」と家庭裁判所が決めます。

さらにもう少し詳しく、親なき後のための成年後見制度の活用法です。身内、兄弟、親がいれば親が後見人になることもできますが、誰がどの順番で亡くなるかはわからないですが、順番どおりにいけば、親が亡くなって子どもが亡くなり、その子どもに兄弟がいれば、兄弟が後見人になるのが一番良いだろうと思います。ただ、あまりに遠方に住んでいると難しいので距離感も大事です。なるべく近くに住んでいる兄弟がいて、その兄弟も余裕があり、見る意欲があり、関係性も良くて、ということであれば、兄弟が後見人になるのが一番良いと思います。そういった兄弟がいなければ、いたとしても遠方だったり、見るのが大変だったりということであれば、先ほどのような弁護士、司法書士、社会福祉士、

のような専門職の後見人をつけるのが、つけざるを得ないと思います。元氣なうちは親がやる、徐々に専門職に、第三者の後見人に引き継いでいく、リレー方式というのですが、このケースで行うこともあります。親と一緒に2人選任してもらうこともできます。1人でなければいけないという理由はないので、報告や書類を作るお手伝いをしながら、徐々に本人との関係性を築いていって、親御さんが大変になってきたら、全面的に行うということもありますし、兄弟と一緒に成年後見人について、本人のサポートをしながら兄弟と一緒に、例えば兄弟が施設との入所契約とか、身の回りのこととの関係、専門職が財産管理の関係、お金の関係とかというように権限を分けて本人を支えていくということをするケースもあります。

す。なぜならば話し合いができないから成年後見人を立てて、話し合いをしなれば、財産の相続ができないからです。しかし、「成年後見人をつけない、回避する」という意味合いにもなっています。が、遺言があれば話し合いをする必要がありません。遺言の必要性ということで、遺言がない場合、相続人の話し合いで分け方を決めます。話し合いのできない相続人がある場合、判断能力の話だったり、未成年だったりした場合、そういった場合には成年後見人を立てて、本人の代わりに話し合いをしなければなりません。誰を成年後見人に立てるか、兄弟が一番良いという話をしましたが、兄弟が成年後見人になっていたらとしても、相続の話し合いほど利害が対立してしまいます。しかし、遺言があれば、そもそも話し合いをせずとも遺言に「こう分けて」と書いてあるのでそのとおりになります。結局元氣なうちに成年後見人を立てられずに相続になったとしても、遺言があれば相続の手続きで成年後見人を立てなくても、お金の相続ができるということも言ってしまうのです。これが遺言の必要性です。

次に、遺言の話です。遺産分割の話をしなければいけなくなって、初めて成年後見人になるというケースが多くあります。

言があれば手続きがスムーズに済むというところが一番のメリットです。他の相続人にも迷惑がかららないですし、しかもそこには親の意見が反映されるわけです。

最後に、今やっておくべきこととして、まずは家族と財産の将来です。自分が居なくなつた世界、自分が居ない未来の家族の生活のことをイメージしてみてください。そうすると、自ずとやらなければならぬことが見えてくると思います。

遺言には、大きく分けて二つあります。自分で書く遺言、自分で紙とペンを用意して「遺言書と書いて、誰に何を相続させる、次の財産を誰に相続させる」という形で書くスタイルと、「公正証書」という公証人に作ってもらうという二つのスタイルがあります。自分で書く遺言は費用がかからないですし、証人も不要、中身を秘密にできる、というメリットがあります。ただ、書き方が民法で決まっているのでそのために違反していたり、内容が曖昧であつたりする場合、遺言が無効になってしまう可能性があります。私がお勧めするのは公正証書にする遺言です。公証人に作ってもらうので、全部自分で書くなくてもいいですし、無効になることや、偽造の恐れも少ないです。さらに、家庭裁判所に行く必要もありません。また、原本を公証人役場で保管してもらえるので再発行ができます。ただ、手数料と作成の際に証人が2名必要となります。作る際には、司法書士か弁護士に相談しながら書くのが良いと思います。遺言はあくまで相続の手続きをスムーズにするために書くということで、特に判断能力がない相続人がある場合、遺

継ぐ人や継がせる財産、継がせない財産というのは、自分の代で処分する財産です。そういったものを自分だけで決めるのではなくて、家族でよく話し合いをしながら、少しずつ進めていただければ良いかと思っています。繰り返しになりますが、「成年後見制度の申し立ては必要であれば元氣なうちに」、「エンディングノートや遺言の作成も元氣なうちに」、「終活全般、断捨離含めた老前整理も元氣なうちに」ということが大事です。一番の思いとしては、元氣なうちに会いたい人に会ってみたり、家族で行ける場所に行ってみたり、あそこ行きたかったけ

ど行けなかったで人生終わるのではなくて、今ある時間を大切にするためにやることをやって、元氣で健康豊かに不安なく、残される家族のために、後悔のない人生を送るために不安なくやるのが自分の人生の幸せ、家族の幸せにつながると思っています。是非、家族で話をしてみてくださいと思います。

このパネルディスカッションは動画でも公開されています。ご興味ある方はQRコードからご確認ください。



宮澤智史司法書士事務所

<http://miyazawa-shiho-shoshi.com/>

掲載にあたり、司法書士の宮澤智史先生をはじめ関係者の皆さまに、厚くお礼を申し上げます。